平成２５年（フ）第５３１号
千葉県我孫子市新木1807番地　２―203号県営住宅
破産者　吉田　政秀
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４７号
千葉県柏市十余二337番地の424
破産者　有限会社アキ工芸
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４９号
千葉県柏市高田1317番地１サンライズモリ102号、開始決定時の住所千葉県柏市十余二337番地の424
破産者　下越　由紀
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４９号
千葉県柏市北柏２丁目５番地７　シーナハウス107号
破産者　成島　　悟
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７０号
千葉県鎌ケ谷市北初富５番６号　ビレッジイトウＣ―203
破産者　新田　妙美
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目４番53号
破産者　株式会社トキコ
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８１号
千葉県松戸市松飛台534番地の４　石井ビル203号
破産者　須田由美子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７号
千葉県柏市豊住５丁目２番21号　トラッド新柏103号
破産者　鈴木　英夫
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０９６９号
東京都目黒区上目黒３丁目６番18号
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７０号
東京都豊島区東池袋３丁目22―21―1006
破産者　村瀬　雄大
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４号
東京都練馬区大泉学園町３―17―29―107
破産者　橋本　拓郎
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２７１号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番11号
破産者　株式会社イノウエトレーディング
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８３号
大阪府守口市南寺方東通６丁目11番22号
破産者　有限会社大野電化
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７０号
大阪市此花区常吉２丁目２番地38、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田須田町１丁目34番地
破産者　有限会社甲子食品
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３３号
大阪府吹田市豊津町37―11
破産者　株式会社アプライドテクノ
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７３号
大阪市中央区内本町２丁目３番８―111号
破産者　株式会社エスシー総研
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３１号
大阪市北区東天満１丁目６番８号
破産者　株式会社大通
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７４号
大阪府東大阪市藤戸新田２丁目８番20号
破産者　株式会社永起
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４５号
大阪府門真市中町７番７号
破産者　株式会社メディア工房
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７６号
大阪府東大阪市弥生町６番４号
破産者　株式会社おかずのポテト
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
大阪市西区北堀江２丁目10番17号
破産者　有限会社ウインコーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部